

「BroadLine セキュアオプションサービス」 利用規程

平成29年8月

株式会社 TOKAI コミュニケーションズ

第1条 (品目)

BroadLine セキュアオプションサービスには、次の品目があります。

品目	内容
DDoS セキュリティ	当社のネットワーク内に設置した不正アクセス対策設備を当社および他の契約者と共用で利用する形態で、DDoS 攻撃対策に特化したサービス。
マネージド IPS	上記と同様の形態で、総合的な不正アクセス対策サービス。

第2条 (最低利用期間)

1. BroadLine セキュアオプションサービスには、当社が別に定める最低利用期間があります。
2. 契約者は、前項の最低利用期間内に契約の解除があった場合には、当社が定める期日までに、残余の最低利用期間に対応する料金に相当する額を、当社が別に定める方法により支払っていただきます。

第3条 (利用条件)

BroadLine セキュアオプションサービスの対象となる通信は、当社が提供する第三種、第四種および第五種インターネット接続サービス（以下、本規定において「指定サービス」といいます。）に係るものに限ります。

第4条 (BroadLine セキュアオプションサービス契約申込みの方法)

BroadLine セキュアオプションサービス契約の申込みをするときは、次に掲げる事項について記載した当社所定の契約申込書を、契約事務を行うインターネット接続サービス取扱所に提出していただきます。

- (1) 料金表に定める BroadLine セキュアオプションサービスの品目
- (2) BroadLine セキュアオプションサービスの対象となる IP アドレス範囲
- (3) 指定サービスの契約を証明するもの
- (4) その他 BroadLine セキュアオプションサービスの内容を特定するために必要な事項

第5条 (契約者が行う BroadLine セキュアオプションサービス契約の解除)

1. 契約者が BroadLine セキュアオプションサービス契約を解除しようとするときは、契約者はそのことを予めインターネット接続サービス取扱所に当社所定の方法により通知していただきます。
2. 指定サービスの契約が解除された場合には、BroadLine セキュアオプションサービス契約は、自動的に解除されます。

第6条 (利用中止)

当社は、次の場合には、BroadLine セキュアオプションサービスの機能の一部若しくは全てを中止することがあります。

- (1) 当社の不正アクセス対策設備の保守上又は工事上やむを得ないとき。
 - (2) インターネット接続サービス契約約款に基づき指定サービスの利用を中止するとき。
2. 当社は、前項の規定により、BroadLine セキュアオプションサービスの利用を中止するときは、あらかじめそのことを契約者にお知らせします。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

第7条 (料金の適用)

- 1. 当社が提供する BroadLine セキュアオプションサービスの料金は、別に定めるところによります。
- 2. 料金の支払方法は、当社が別に定めるところによります。

第8条 (利用料等の支払義務)

- 1. 契約者は、その契約に基づいて当社が BroadLine セキュアオプションサービスの提供を開始した日を含む月から起算して、契約の解除があった日を含む月までの期間について、料金表に規定する利用料の支払を要します。
- 2. 前項の期間において、利用の一時中断等により BroadLine セキュアオプションサービスの利用ができない状態が生じたときの利用料等の支払は、次によります。
 - (1) 利用の一時中断をしたときは、契約者は、その期間中の利用料等の支払を要します。
 - (2) 利用停止があったときは、契約者は、その期間中の利用料等の支払を要します。
 - (3) 前二号の規定によるほか、契約者は、次の表に掲げる場合を除き、BroadLine セキュアオプションサービスを利用できなかった期間中の利用料等の支払を要します。

区 別	支払を要しない料金
1. 契約者の責めによらない理由により、その BroadLine セキュアオプションサービスを全く利用できない状態（全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じた場合（次欄に該当する場合を除きます。）に、そのことを当社が認知した時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したとき。	そのことを当社が認知した時刻以後の利用できなかった時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するその BroadLine セキュアオプションサービスについての利用料等
2. 当社の故意又は重大な過失によりその BroadLine セキュアオプションサービスを全く利用できない状態が生じたとき。	そのことを当社が知った時刻以降の利用できなかった時間について、その時間に対応するその BroadLine セキュアオプションサービスについての利用料等。

- 3. 当社は、支払を要しないこととされた利用料等が既に支払われているときは、その料金を契約者に返還します。

第9条 (保証の限定)

- 1. BroadLine セキュアオプションサービスは、契約者が正常と認識する通信に対して影響を及ぼす場合があります。
- 2. BroadLine セキュアオプションサービスは対象となるネットワークへの不正アクセスを全て検知・防御することを保証するものではありません。

3. 前項に定めるものの他、BroadLineセキュアオプションサービスの対象となるネットワークへの不正アクセスの検知・防御機能が、完全性、正確性、契約者の利用目的への適合性を有していることについて保証するものではありません。

第10条（本規定により定めた以外の条項）

この規程により定めた以外の条項については、インターネット接続サービス契約約款を適用します。

附 則（平成18年3月27日）

この個別規程は、平成18年3月27日より実施します。

附 則（平成19年10月18日）

この改正利用規程は、平成19年10月18日より実施します。この改正規程実施前に支払い又は支払うべきサービスの料金その他の債務については、なお従前の通りとします。

附 則（平成23年10月1日）

この改正利用規程は、平成23年10月1日より実施します。この改正規程実施前に支払い又は支払うべきサービスの料金その他の債務については、なお従前の通りとします。

附 則（平成29年8月1日）

この改正利用規程は、平成29年8月1日より実施します。この改正規程実施前に支払い又は支払うべきサービスの料金その他の債務については、なお従前の通りとします。

（以下余白）